

飯山市道路反射鏡（カーブミラー）設置基準

令和7(2025)年 8月

飯山市 道路河川課

1. はじめに

本基準は、飯山市が道路管理者として、道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）を設置するために適用するものです。

見通しの悪い交差点や曲線部（カーブ）の区間を改善する際、道路構造の改良が最も望ましいですが、多額の費用と長い期間を要することから、カーブミラーの設置による視距の確保が有効な対策とされてきました。

本来、見通しが悪い交差点へ進入する際は、一時停止や徐行を行い、直接目視による確認をすることが原則であり、カーブミラーはあくまで補助施設として設置をしています。しかし、近年、補助的な役割であるカーブミラーの過信による「一時停止無視」等の安全運転義務違反による危険運転の増加が散見されており、設置については慎重に判断をすることが必要とされています。

以上のことから、当課ではカーブミラーの設置基準を設け、設置要望箇所での安全確認の有無等について現地調査を行い、設置の要否について総合的に検討を行います。

2. カーブミラーの特性について

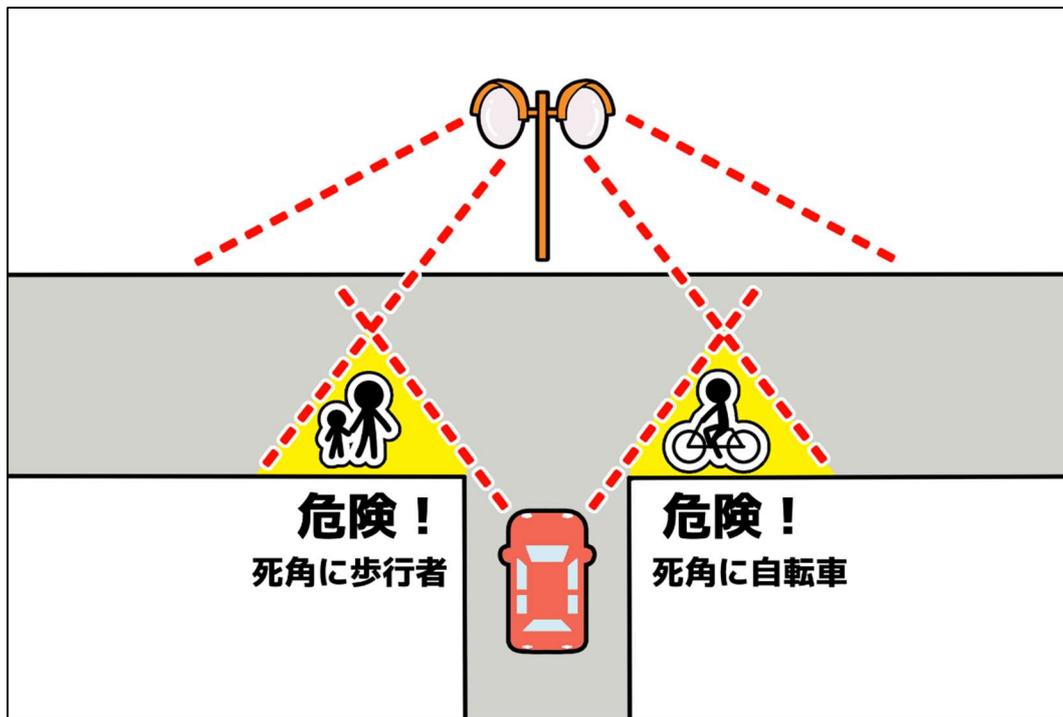
カーブミラーは、建物や壁等により見通しの悪い交差点や曲線部（カーブ）において、原則、直接目視の確認が困難な場合に事故防止を目的として補助的に設置するものです。カーブミラーを設置すると次のようなメリット、デメリットがあります。

【メリット】

- ① 運転席から普段見えない箇所の確認ができる。
- ② 工事費と工期が抑えられ、早期の安全対策が可能。
- ③ カーブミラーが設置されていることで、危険な交差点であると認識できる。

【デメリット】

- ① カーブミラーに映らない部分（死角）が生じるため、死角から出てくる自転車や歩行者等の発見が遅れることがある。
- ② カーブミラーには左右反転して映るため、手前と奥の判断で混乱を招きやすい。
- ③ カーブミラーに映る車は実際よりも小さく見えるため、遠方に感じやすく、速度や距離感がつかみづらい。
- ④ 交差点に接近する車がないことが遠方から確認できることにより、通過速度の上昇や一時停止違反を招きやすい。



Point

カーブミラーの特性から分かるように、近年、カーブミラーだけを注視することにより、本来実施すべき一時停止や徐行をせずに交差点に進入してしまい、事故が発生するなど、カーブミラーの設置による交通事故の誘発、交通ルール無視を助長してしまうケースが増えています。

これらの危険性があることから、設置については慎重に判断しています。

カーブミラーはあくまで安全確認の【補助施設】であり、

安全確認は運転者自身の直接目視によることが原則です。

3. カーブミラーの設置について

カーブミラーには前記のような特性があるため、市道認定されている道路において、下記の例を基本として、設置要否の判断をします。(別記参考図を参照。) なお、現地を調査した際、直接目視での安全確認が可能な箇所については、設置の要望に沿えないことがあります。(※)

○設置を検討する箇所は、市道（認定道路）の次のような箇所です。

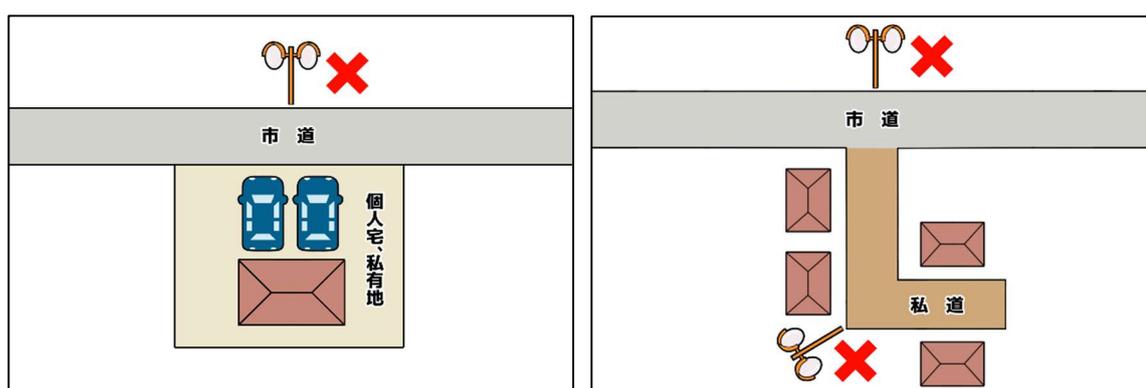
- 1) 民地境界内の塀や垣根等により見通しが悪い場合
- 2) 一車線道路が屈折し見通しが悪い場合
- 3) 一車線道路の曲線部（カーブ）で見通しが悪い場合
- 4) 直近車線が内側へ曲線（カーブ）、または鋭角に交差しており見通しが悪い場合

○市道（認定道路）でも次のような箇所は設置しません。

- 1) 空き地などにより見通しが確保される場合
- 2) 所有者による管理がされておらず、草の繁茂等で見通しが悪い場合
- 3) 動かせることが可能な物（車両等）が原因で見通しが悪い場合
- 4) 隅切りが設置されている場合
- 5) 歩道が設置されている場合
- 6) 直近車線の見通しが良く、徐行しながら交差点に進入し反対車線を目視で確認できる場合
- 7) 直近車線が外側へ曲線（カーブ）をしており見通しが確保されている場合
- 8) 行き止まり道路等の袋状道路で利用者が限定される場合
- 9) 信号機が設置されている場合

○その他、次のような場合も設置しません。

- 1) 一般的な構造のカーブミラーを、道路の通行または利用上において安全な箇所に設置できない場合（※）
- 2) 民有地に設置する場合、地権者の同意および無償使用が認められない場合
- 3) 関係区の総意でなく、個人的や事業所、若しく一部の市民による設置要望の場合
- 4) 自転車や歩行者を確認するための設置要望の場合
- 5) 市道認定外道路（赤線、私道等）を利用するための設置要望の場合



Point

原則、歩行者等の安全を最優先としており、直接目視が困難な場合でも通学路や高齢者施設等が付近にある道路には、設置による歩行者等への危険性を重視し、設置を見送る場合があります。

なお、設置をしないと判断した場合、運転者への注意を促す代替案として、停止線等の路面表示や注意看板の設置を提案する場合があります。路面表示等を設置することにより、運転者に対して危険な箇所であると、視覚的に認識させ、慎重な運転に繋げることが事故を減らす上で重要と考えています。

○配慮事項

- 1) 道路脇の植物や冬期の雪壁による視界不良を理由とする設置要望については、植栽管理や除雪作業、道路改良等による対応を含め、総合的に設置の要否を検討する。
- 2) 行き止まり道路等の袋状道路で利用者が限定される場合、利用戸数が5戸以上、若しくは公共施設がある場所については検討の対象とする。
- 3) 見通しの悪い屈折した道路や曲線部（カーブ）のうち、センターラインで走行車線が区分されている場所については、車線に沿って進行すれば衝突の恐れが少ないため、検討の対象としない。

【※ 見通しの確保について】

改正道路交通法施行令の施行（R8.9.1）により、生活道路における自動車の法定速度が 60 km/h から 30 km/h に引き下げられます。時速 30 km で走行する車両の停止距離は約 13 m と言われているので、必要とされる直接目視での視認距離が、交差点等で車両が停止している際は 14 m 以上、曲線部（カーブ）等で車両が走行している際は 28 m 以上を確保できる場合、原則カーブミラーの設置は行いません。

停止距離は様々な要因（運転反応、車両状態、道路構造、路面状況等）により変化しますが、飯山市では下表のとおり、直近車線の各速度規制における視認距離を設定し判断基準とします。（参考：警察庁 HP「速度による停止距離」）

| 直近車線の 速度規制 | 必要とされる視認距離（停止距離） | |
|---------------|------------------|---|
| | 交差点等 | 曲線部（カーブ） |
| 30 km/h | 14 m以上 | 28 m以上 |
| 40 km/h | 20 m以上 | 30 km/h を超える場合、カーブミラー越しでは距離を認識できないため、設置不可とする。 |
| 50 km/h | 28 m以上 | |
| 60 km/h | 36 m以上 | |

【※ 安全な箇所に設置できない場合とは】

通行の安全や除雪作業に影響があることから、原則官有地（車道や歩道など）へのカーブミラーの設置は行いません。また民有地においても屋根雪の落下等によりカーブミラーの破損等が危惧される箇所への設置は行いません。

4. カーブミラー設置の手順について

カーブミラー設置の手順は、次のとおり進めていきます。

- 1) 設置を要望する関係区はカーブミラーの特性を理解し、真に必要な箇所であるか十分熟慮し、交通安全施設設置要望書（カーブミラー）を当課へ提出してください。
- 2) 要望に応じて当課が現地調査を行い、設置基準に基づき総合的に設置の要否判断を行います。

- 3) 設置が必要と判断した場合、通行の安全や除雪作業に影響があることから、原則、官有地（道路敷地）への建柱は行わず、民有地への建柱および電柱への設置を基本とします。民有地への設置許可（地権者の同意、無償使用の承諾）については、関係区で行ってください。また電柱への移設に伴い有償となった場合は、関係区で負担ください。
- 4) 要望があった関係区ごとに、原則1箇所/年ずつ、順次設置工事を行います。



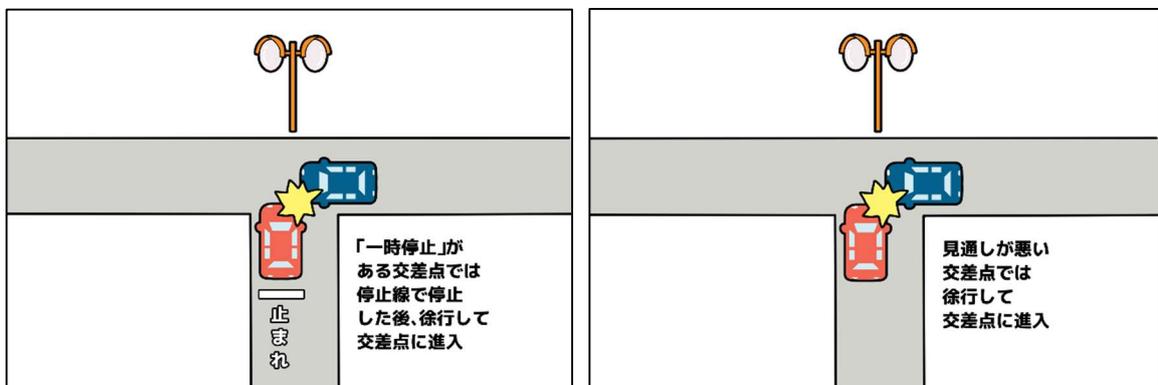
カーブミラーの設置は、メリットがある一方、デメリットがあることから地域の総意が必要と考えています。関係区におかれましては、カーブミラーを設置することにより発生する危険性（交通事故を誘発する、交通ルールの無視を助長する）に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

「事故が起きたから」という理由だけではカーブミラーの設置理由になりません。事故はあくまでも運転者の責任であり、運転者は安全運転を行う義務があります。

5. カーブミラーの撤去について

既存のカーブミラーは、次の理由により撤去する場合があります。

- 1) 民有地に無償使用で設置されているカーブミラーが地権者の都合により継続が困難となった場合
- 2) 既にカーブミラーが設置されている交差点で、一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が発生した場合
- 3) 設置されているカーブミラーが接触等による破損が多発した場合、若しくは道路の通行または利用上において安全な箇所に設置できていないと判断した場合
- 4) 道路改良による土地利用状況が変化した場合
- 5) 老朽化し倒伏、若しくは倒伏が危惧されるカーブミラーが当基準に合致しない場合



6. カーブミラーの再設置（移設含む）について

カーブミラーの再設置及び移設は、改めて現地調査を行い「3. カーブミラーの設置について」で示した設置基準に基づき、必要性を再検討します。

7. 自己都合によるカーブミラーの移設等について

自己都合により、私有地内（出入口等）や公共施設等の形状を変更することに伴い、設置されたカーブミラーを移設、撤去する場合は、管理者の判断のもと、要望した関係区等による自費工事での対応となります。

8. カーブミラーの設置後について

カーブミラーの維持・管理（鏡面の清掃、角度のズレ、支柱のぐらつき等の手直し、視距確保のための樹木選定や除排雪作業等）は、要望した関係区で行ってください。

なお、車両の接触等により傷付いたり、破損したカーブミラーの中で、角度調整等により必要な視認性を確保できると判断した場合は、継続して使用していきます。

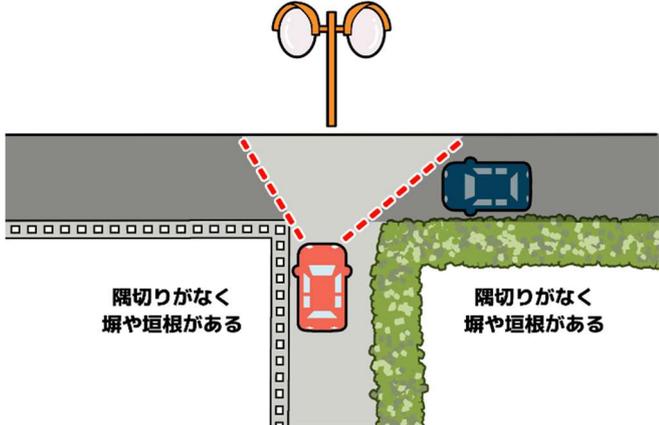
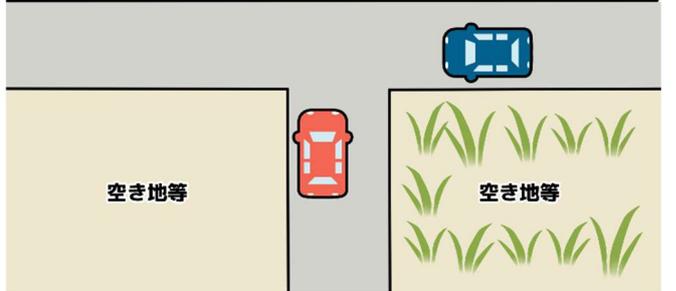
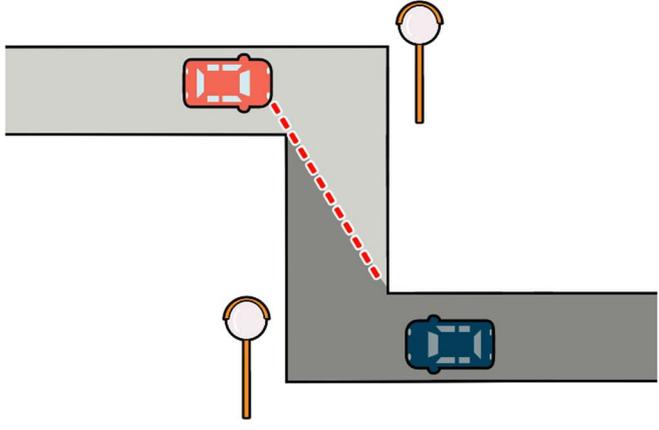
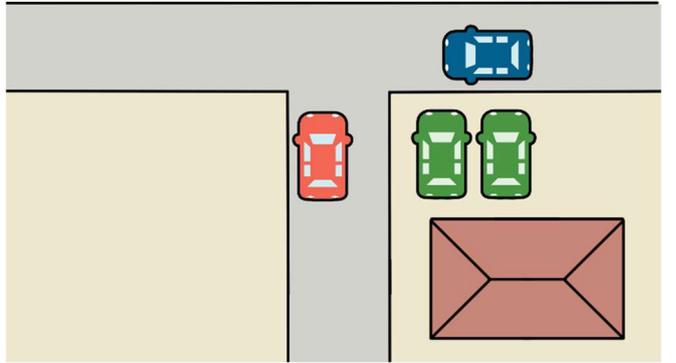
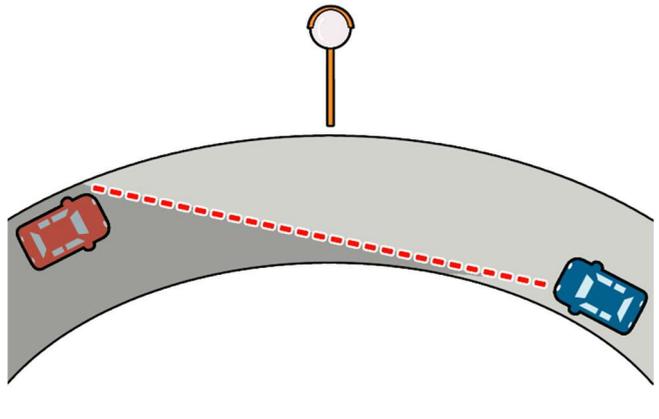
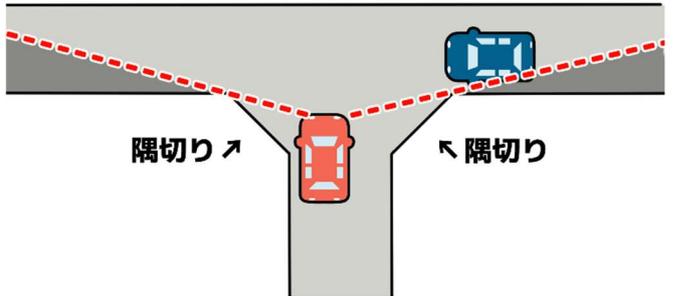
附則

この設置基準は、令和 7 年(2025 年) 8 月 1 日から施行する。

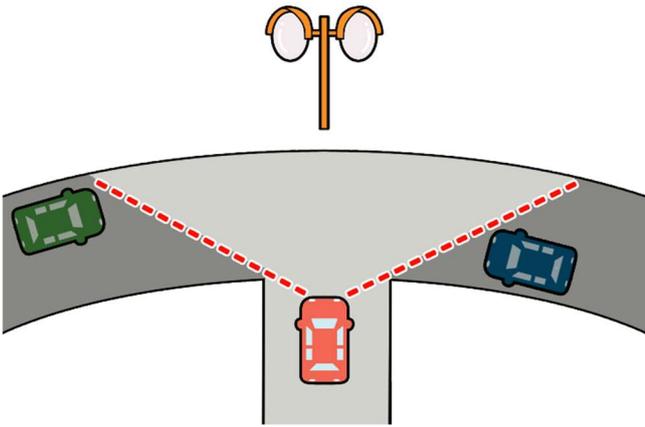
飯山市道路反射鏡（カーブミラー）設置基準

【参考図】 交差点等における一般的な設置の判断基準例

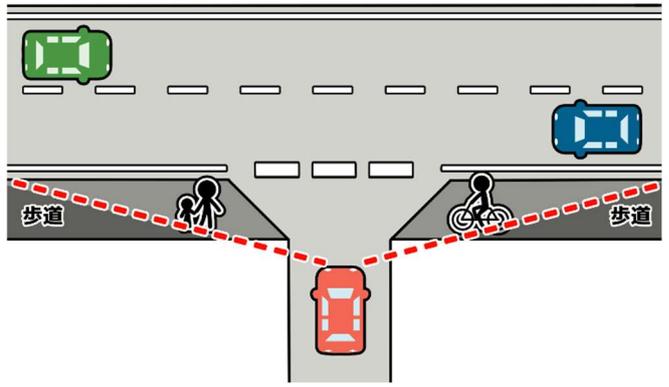
カーブミラーの設置は、下記の例を基本として判断しています。（※死角についてはイメージです）

| 設置を検討する例 | 設置しないと判断する例 |
|---|---|
| <p>1) 民地境界内の塀や垣根等により見通しが悪い場合</p>  <p>隔切りがなく塀や垣根がある</p> <p>隔切りがなく塀や垣根がある</p> | <p>※法令を遵守し通行を行えば危険除去が可能</p> <p>1) 空き地などにより見通しが確保される場合 2) 所有者による管理がされておらず、草の繁茂等で見通しが悪い場合</p>  <p>空き地等</p> <p>空き地等</p> |
| <p>2) 一車線道路が屈折し見通しが悪い場合</p>  | <p>3) 動かせることが可能な物（車両等）が原因で見通しが悪い場合</p>  |
| <p>3) 一車線道路の曲線部（カーブ）で見通しが悪い場合</p>  | <p>4) 隔切りが設置されている場合</p>  <p>隔切り ↗</p> <p>↖ 隔切り</p> |

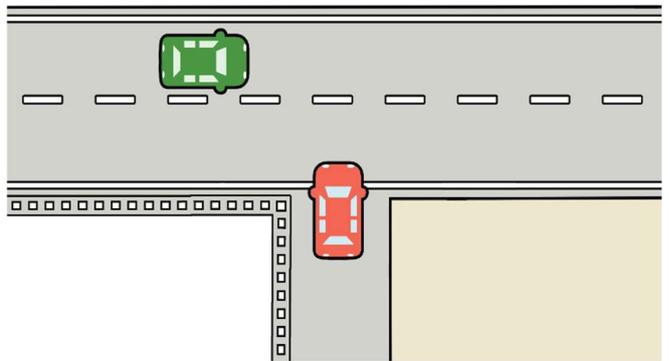
4) 直近車線が内側へ曲線、または鋭角に交差し
ており見通しが悪い場合



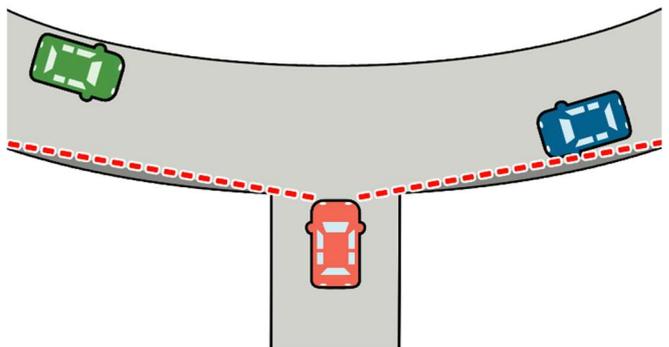
5) 歩道が設置されている場合



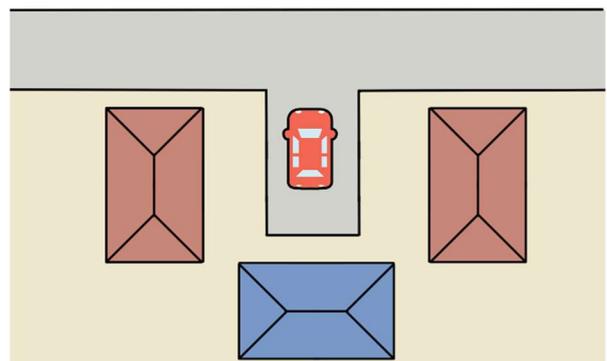
6) 直近車線の見通しが良く、徐行しながら交差点
点に進出し反対車線を目視で確認できる場合



7) 直近車線が外側へ曲線（カーブ）をしており
見通しが確保されている場合



8) 行き止まり道路等の袋状道路で利用者が限定
される場合



《 設置までのフロー 》

